

甲府市教育委員会告示第13号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年11月9日

甲府市教育委員会
教育長 敷野保秋

1 業務名

甲府市立小中学校GIGAスクールサポーター業務

2 業務概要

本事業は、甲府市立小中学校（分校含む）に令和2年度中に「高速大容量の通信ネットワーク」及び児童・生徒に「1人1台端末」の使用可能な教育環境が実現することから、ICT支援技術を有したGIGAスクールサポーターによって学校におけるICT活用推進計画の策定や使用マニュアルの作成及び端末の保守業務の支援や授業に係る支援など、ICT機器の円滑な活用を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (6) 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得している者であること。
- (10) 甲府市と同程度の規模の官公庁（国、都道府県又は地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた中核市以上の規模の地方公共団体）又はこれに準ずる一般企業等において、類似した業務を受託した実績を有する者であること。

5 企画提案書の提出期限並びに提出場所

甲府市ホームページ掲載の「甲府市立小中学校GIGAスクールサポーター業務」公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 主催及び事務局

主催者 甲府市教育委員会

事務局 甲府市教育委員会 教育部教育総室学校教育課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-223-7321

メール：kyokyoiku@city.kofu.lg.jp